
橋本周辺広域ごみ処理場
第3期長期包括運営管理業務委託事業
募集要項

令和4年8月10日

橋本周辺広域市町村圏組合

目 次

第1章 募集要項等の目的及び定義	1
第2章 対象事業の概要	2
1 事業名	2
2 委託者	2
3 事業の概要	2
4 施設概要	2
5 事業内容	4
第3章 事業に関する条件	5
1 事業の提案に関する条件	5
2 事業計画の提案に関する条件	5
3 契約保証金	6
4 事業実施に関する事項	6
5 組合による事業の実施状況の確認（モニタリング）	7
6 法令等の遵守	7
7 事業の提案限度額	8
第4章 応募者の備えるべき参加資格要件	9
1 応募者の構成等	9
2 応募者の参加資格要件（応募者の共通要件）	9
3 応募者の制限	10
4 参加資格の審査	11
5 特別目的会社の設立に関する要件	11
6 構成企業の変更の制限	12
第5章 事業者選定の手続	13
1 事業者選定の流れ	13
2 事業者選定の手続	14
3 事業者選定のスケジュール	15
第6章 本プロポーザルに関する手続	16
1 本プロポーザルに関する留意事項	16
2 本プロポーザルに関する手続	17
3 問い合わせ先	24

第1章 募集要項等の目的及び定義

橋本周辺広域市町村圏組合(以下「組合」という。)は、「橋本周辺広域ごみ処理場第3期長期包括運営管理業務委託事業」(以下「本事業」という。)について、運営・維持管理における民間の創意工夫及びノウハウの活用を図るため、本事業を民間事業者へ委託する。

この橋本周辺広域ごみ処理場第3期長期包括運営管理業務委託事業 募集要項(以下「募集要項」という。)は、組合が、本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、定めるものである。

なお、募集要項における用語の定義を以下のとおりとするとともに、募集要項に併せて、公表する次の「要求水準書」、「優先交渉権者選定基準」、「様式集」、「事業契約書(案)」についても、募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

表 用語の定義

用語	定義
組合	橋本周辺広域市町村圏組合をいう。
構成市町	橋本周辺広域市町村圏組合を構成する橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町をいう。
本事業	橋本周辺広域ごみ処理場第3期長期包括運営管理業務委託事業をいう。
本施設	橋本周辺広域ごみ処理場におけるごみ焼却施設、リサイクル施設、その他付帯施設等の総称をいう。
事業期間	運営準備期間及び運営期間から構成される。
運営準備期間	民間事業者が本施設の運営等の引き継ぎに要する準備期間であり、契約締結日から令和5年3月31日までの期間をいう。
運営期間	令和5年4月1日から令和11年10月31日までの期間をいう。
乖離請求期間	募集要項等に記載する本施設の内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これらの乖離については組合及び民間事業者の双方協議のうでで解決するものとするが、かかる乖離を指摘することができる期間であり、令和5年4月1日から令和6年3月31日の1年間をいう。
募集要項等	本事業の募集要項等の公表に際して、公表する募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、事業契約書(案)の資料の総称をいう。
募集要項	本事業の募集要項等の公表に際して、公表する「橋本周辺広域ごみ処理場第3期長期包括運営管理業務委託事業 募集要項」をいう。
要求水準書	本事業の募集要項等の公表に際して、公表する「橋本周辺広域ごみ処理場第3期長期包括運営管理業務委託事業 要求水準書」をいう。
優先交渉権者選定基準	本事業の募集要項等の公表に際して、公表する「橋本周辺広域ごみ処理場第3期長期包括運営管理業務委託事業 優先交渉権者選定基準」をいう。
様式集	本事業の募集要項等の公表に際して、公表する「橋本周辺広域ごみ処理場第3期長期包括運営管理業務委託事業 様式集」をいう。
事業契約書(案)	本事業の募集要項等の公表に際して、公表する「橋本周辺広域ごみ処理場第3期長期包括運営管理業務委託事業 事業契約書(案)」をいう。
応募者	単体企業又は複数の企業によって構成されるグループ(企業グループ)であり、資格審査を通過するまでの者をいう。
参加者	資格審査を通過した者で、提案書類を提出する者をいう。
優先交渉権者	参加者の中から本事業を実施する者として選定された参加者であり、本事業を実施する者をいう。
民間事業者	本事業を実施する者をいう。優先交渉権者が単体企業の場合は、単体企業が民間事業者となり、企業グループの場合は、企業グループ又は特別目的会社が民間事業者となる。

第2章 対象事業の概要

1 事業名

橋本周辺広域ごみ処理場第3期長期包括運営管理業務委託事業

2 委託者

本事業の委託者は、下記のとおり。

橋本周辺広域市町村圏組合

3 事業の概要

本事業は、橋本周辺広域ごみ処理場におけるごみ焼却施設、リサイクル施設、その他付帯施設等（以下「本施設」という。）の運営、維持管理、補修及び機器設備の更新を含めた包括的な運営・維持管理業務を事業期間にわたって実施するものである。

民間事業者は、本施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入されるごみを適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、民間事業者の提案による創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的な運営・維持管理を行うものとする。

4 施設概要

本施設の概要及び規模は、下表のとおり。

表 施設概要

項目	施設概要
施設名称	橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）
所在地	和歌山県橋本市高野口町大野 1827 番地の 28
都市計画	都市計画区域（区域区分非設定）、防火地域指定なし
敷地面積	58,058.65 m ²
建築面積	ごみ焼却施設 3,102.92 m ² リサイクル施設 2,799.83 m ² 管理棟 633.80 m ² （建築物全体） 7,379.65 m ²
延床面積	ごみ焼却施設 6,017.09 m ² リサイクル施設 4,205.06 m ² 管理棟 1,169.72 m ² （建築物全体） 12,168.47 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
竣工年月	平成 21 年 10 月
設計・施工	株式会社川崎技研

項目		施設概要
構成施設	ごみ焼却施設	<p>①規模：101t/24h (50.5t/24h×2基)</p> <p>②処理対象：可燃ごみ、可燃性粗大ごみ</p> <p>③処理方式：全連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉）</p> <p>④投入方式：ピット&クレーン</p> <p>⑤公害防止：【排ガス】バグフィルタ+脱硝装置 【飛灰】加熱脱塩素化装置+キレート処理</p> <p>⑥排水設備：クローズドシステム</p> <p>⑦発電容量：500kW</p>
	リサイクル施設 (ストックヤード棟を含む。)	<p>①規模：46.4t/5h</p> <p>②処理対象：破碎選別ごみ（破碎選別ごみ、粗大（破碎選別）ごみ）、缶類（スチール、アルミ）、ビン類（無色、茶色、その他）、紙類（段ボール、古紙類、紙パック、古布類）、プラスチック類（ペットボトル、その他プラスチック製容器包装）、有害危険ごみ</p> <p>③処理方式：【破碎選別ごみ】一次破碎+二次破碎+磁力選別+粒度選別+風力選別+アルミ選別+保管 【缶類】手選別+圧縮+保管 【ビン類】保管 【紙類】保管 【プラスチック類】破袋+手選別+圧縮+保管 【有害危険ごみ】保管</p> <p>④ストックヤード棟（延床面積 228.96 m²）</p>
	その他付帯施設	<p>①管理棟（延床面積 1,169.72 m²）</p> <p>②計量棟（延床面積 139.32 m²）</p> <p>③洗車棟（延床面積 182.06 m²）</p> <p>④危険物庫</p> <p>⑤燃料移送ポンプ庫</p> <p>⑥雨水貯留槽ポンプ庫</p> <p>⑦受水槽（ポンプ室を含む。）</p> <p>⑧場外温水供給施設</p> <p>⑨散水用設備（大池までの配管を含む。）</p> <p>⑩車両・重機</p> <p>⑪場内道路、駐車場、駐輪場</p> <p>⑫植栽、門扉・囲障</p> <p>⑬多目的広場</p> <p>⑭沈砂池、調整池、修景池、蓮池公園</p> <p>⑮屋外モニター・監視カメラ</p> <p>⑯その他（外灯、電柱、水道設備、電話設備、電気設備 等）</p>

5 事業内容

本事業における業務は、本施設の運営管理業務、維持管理業務、環境管理業務、資源化促進業務、情報管理業務、防災管理業務、その他関連業務である。

(1) 事業期間

運営準備期間及び運営期間は、次のとおり。

ア 運営準備期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

イ 運営期間 令和5年4月1日から令和11年10月31日まで（6年7か月間）

（運営準備期間とは、民間事業者の運営要員等が本施設の運営等についての教育・指導を受けるのに要する期間である。運営準備期間に発生する費用は、民間事業者の負担とする。）

(2) 乖離請求期間

乖離請求期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

(3) 業務範囲

民間事業者が行う業務範囲は、次のとおり。なお、各業務における具体的な内容については、要求水準書及び事業契約書（案）に示す。

表 民間事業者の業務範囲及び業務内容

業務範囲	業務内容
運営管理業務	計量棟に係る運営管理業務 ごみ焼却施設に係る運営管理業務 リサイクル施設に係る運営管理業務
維持管理業務 (保守管理・補修点検)	ごみ焼却施設に係る維持管理業務 リサイクル施設に係る維持管理業務 その他付帯施設に係る維持管理業務
環境管理業務	環境保全基準、環境保全計画、作業環境管理基準、作業環境管理計画
資源化促進業務	資源化回収物の品質確保、資源化の支援、資源化促進管理
情報管理業務	運営記録報告、点検・検査結果報告、補修・更新結果報告、環境管理結果報告、作業環境管理報告、資源化促進管理報告、施設情報管理、労務・労災管理、その他管理記録報告
防災管理業務	二次災害の防止、緊急対応マニュアルの作成、自主防災組織の整備、防災訓練の実施、事故報告書の作成
その他関連業務	住民・議会等への説明に対する支援、見学者対応、民間事業者の提案による業務

第3章 事業に関する条件

本事業に関する条件は次のとおり。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成すること。

1 事業の提案に関する条件

民間事業者は、募集要項等に従い、本事業の資格審査及び提案審査についての資格確認申請書類及び提案書類を作成すること。なお、施設の運営・維持管理に当たっては、地元での雇用促進及び地元企業の育成・貢献に配慮するものとする。

2 事業計画の提案に関する条件

(1) 組合が支払う委託料

組合は、民間事業者に対し本事業の対価として委託料を支払う。委託料は固定費と変動費で構成され、固定費とは、ごみ等搬入量の変動に関係なく、本事業を継続していくために必要となる費用をいい、変動費とは、ごみ等搬入量の変動に応じて必要となる費用をいう。

委託料は、固定費（固定費 i、固定費 ii、固定費 iii）の金額と変動費の金額を合計した金額とする。

表 委託料の区分

種 類	概 要	項 目
固定費部分	固定費 i 人件費、事務費、負担金、保険料などの運営に関わる諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費（常勤、非常勤等） ・ 事務費（旅費、消耗品費、印刷製本費、被服費、役務費、使用料、賃借料等） ・ 負担金等（負担金、公課費等） ・ 民間事業者が付保する保険の保険料等
	固定費 ii 運営管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気基本料金 ・ 水道基本料金 ・ 油脂類費 ・ 測定・分析費（排ガスばい煙測定、ダイオキシン類測定、水質検査、ごみ質分析等） ・ 建築及び建築設備保守費 ・ 清掃費、環境整備費等
	固定費 iii 補修費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期整備費、施設補修費、整備部品費、原材料費等
変動費部分	変動費 ごみ等の処理量等によって変動が生じる用役費等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気使用料、水道使用料、燃料費、薬品費、その他等

※固定費部分：本施設に係る委託料の各月の固定費部分は、民間事業者が提案した各年度の固定費（物価変動等による増減額を加算した額）を12で除した金額（最終年度は7で除した金額）とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、年度の最終月で調整する。

※変動費部分：運営期間中の各月の各施設へのごみ等の実搬入量に、民間事業者が提案した「変動費単価」（物価変動等による増減額を加算した額）を乗じて得られる金額とする。

(2) 土地及び施設の使用

民間事業者は、本事業の実施に必要な土地及び施設等は無償で使用することができる。

(3) リスク管理

ア 基本的考え方

本施設は、その設置者としての責任は組合にあるが、本事業における本施設の運営・維持管理上の責任は、原則として民間事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を追うべき合理的な理由がある事項については、別途、民間事業者と協議の上、組合が責任を負うものとする。

イ リスク分担

組合と民間事業者のリスク分担については、「別紙1 リスク分担表」によるものとする。なお、具体的な責任分担の程度や内容については、事業契約書に定めるものとする。

ウ 保険

組合は、以下に示す施設の保険に加入する予定である。

・公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済

民間事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、組合は、民間事業者に対して求償権を有する。民間事業者は、第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

3 契約保証金

優先交渉権者は、組合との契約締結に際し、契約保証金として、運営期間中の各年度の委託料に相当する金額の100分の10以上の金額を事前に納付すること。ただし、次のいずれかの方法を講じることにより契約保証金の納付に代えることができる。

(1) 契約保証金額と同額の利付国債の提供

(2) 金融機関等（組合が合理的に満足する金融機関等とする。）による契約保証金額と同額の保証であって、本契約に基づく組合の優先交渉権者に対する一切の債権を被保証債権とするもの

(3) 組合を被保険者とし、契約保証金額以上の金額を付保金額とする履行保証保険契約（組合が合理的に満足する履行保証保険契約とする。）の付保

4 事業実施に関する事項

(1) 業務の委託

民間事業者が、本事業においてごみ処理に係らない業務を、他の事業者へ委託又は請け負わせる場合は、事前に組合に通知し、組合の承諾を得ること。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 民間事業者の債務不履行の場合

①民間事業者の提供する役務が契約に定める組合の要求水準を下回る場合、その他契約に定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、民間事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合、組合は、契約を解除することができる。

②民間事業者が倒産し又は民間事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合、組合は、契約を解除することができる。

③上記①及び②において、組合が契約を解除した場合、民間事業者は、原則として原状回復義務を負うほか、組合は、民間事業者に対して、これにより組合に生じた損害を請求することができる。

イ 組合の債務不履行の場合

①組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、契約を解除することができる。

②上記①において、民間事業者が契約を解除した場合、民間事業者は、組合に対し、これにより民間事業者に生じた損害を請求することができる。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合及び民間事業者いずれの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び民間事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が調わない場合、組合は、契約を解除することができる。

エ その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の清算方法の詳細等は、事業契約書で規定する。

5 組合による事業の実施状況の確認（モニタリング）

組合は、事業契約に基づき、民間事業者が提供する運営・維持管理の業務水準を確認するため、本事業の実施状況の確認（モニタリング）を次のとおり行う。

(1) 事業の実施状況の確認（モニタリング）

組合は、民間事業者が提供する本施設の運営・維持管理業務の状況把握を目的として、民間事業者が作成し、組合の承諾を得た各業務に関する計画書等をもとに、定期的又は随時に書面及び現地調査等により事業の実施状況の確認（モニタリング）を行う。

(2) 支払いの減額等

事業契約書及び要求水準書で定められた要求水準を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については、事業契約書に規定する。

6 法令等の遵守

本事業を実施するに当たっては、以下の法令等を遵守すること。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令
- ・ 公害関係法令及び関係条例
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建築基準法、消防法及び関係法令
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令
- ・ 和歌山県、組合及び構成市町の条例及び規則
- ・ その他関連する法令等

7 事業の提案限度額

本事業の事業期間における委託料の合計費用の組合としての提案限度額は、以下のとおりとする。

提案限度額

4, 888, 400, 000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

提案限度額に対する価格提案書比較価格

4, 444, 000, 000円 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

第4章 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は、以下の参加資格要件をすべて満たす必要がある。

1 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおり。

- (1) 応募者は、単体企業、又は複数の企業（以下「構成企業」という。）によって構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）とする。
- (2) 本事業において、企業グループで応募する場合、特別目的会社（特別目的会社設立の詳細については、「5 特別目的会社の設立に関する要件」を参照のこと。）を設立するか否かは、応募者の提案によるものとする。
- (3) 企業グループの構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要がある。そのため、参加表明書及び資格確認申請書類の提出時に、企業グループの構成企業を、本事業の遂行上果たす役割とともに明らかにするものとする。
- (4) 企業グループは、構成企業のうちごみ焼却施設の運営・維持管理を行う者により、下記「2 応募者の参加資格要件」の「(2) ごみ焼却施設の運営・維持管理を行う者の参加資格要件」の全ての項目を満たすとともに、代表企業を定め、当該代表企業が参加手続を行うものとする。単独企業で応募する場合は、単独企業を代表企業とみなす。
- (5) 参加表明書提出以降、応募者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情があると組合が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。
- (7) 応募者と関連会社の関係にある企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。
- (8) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2 応募者の参加資格要件（応募者の共通要件）

応募者は、以下の参加資格要件を満たす必要がある。

(1) 応募者の共通参加資格要件

- ア 応募者(企業グループの場合はすべての構成企業)は、資格確認書類提出時において、組合の構成市町の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- イ 代表企業は、組合入札（見積）参加資格登録名簿に登録されていること。
- ウ 代表企業は、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(2) ごみ焼却施設の運営・維持管理を行う者の参加資格要件

ごみ焼却施設の運営・維持管理を行う者は、以下の要件をすべて満たす必要がある。なお、企業グループで参加する場合は、すべての構成企業が満たす必要はなく、本要件を満たす構成企業が企業グループに含まれていれば足りる。

- ア 1 炉 50t/24h 以上の規模で、発電設備を有するストーカ炉の一般廃棄物ごみ焼却処理施設において、延べ1年以上の運営管理及び補修・維持管理業務の実績を元請として有していること。

- イ 現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者で、廃棄物を対象としたごみ焼却施設（1炉 50t/24h 以上）の実績を有する技術者を配置すること。
- ウ 危険物取扱い作業に関する資格を有する者を配置すること。
- エ 本施設は、発電施設を有していることから、電気事業法の対象となるため、電気設備等の管理は、次のとおりとすること。
- ①電気主任技術者：民間事業者で配置、又は外部委託のいずれの対応としても良いが、外部委託する場合は、民間事業者の中に事務手続・電気設備管理が出来る者を配置すること。
- ②ボイラー・タービン主任技術者：民間事業者は、民間事業者において経済産業省に届け出る事務手続き及び設備管理が出来る有資格者を選任し配置すること。また、当施設の保安規程に基づき、代務者1名を民間事業者から選任すること。
- オ 本事業を行うに当たり必要な有資格者を本事業の運営期間開始までに配置できること。（必要な有資格者は、要求水準書に示す。）

3 応募者の制限

次に該当する者は、参加者となることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者
- (7) 清算中の株式会社である民間事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者
- (8) 国税又は地方税を滞納している者
- (9) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である者
- (10) 組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者、当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面に

において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発
- ・豊原総合法律事務所

4 参加資格の審査

組合は、応募者の備えるべき参加資格要件の確認を行うため資格審査を実施する。

(1) 参加資格確認基準日

「第4章 2 応募者の参加資格要件」及び「第4章 3 応募者の制限」の参加資格確認基準日は資格確認申請書類の提出日とする。

(2) 参加資格確認基準日の翌日から優先交渉権者決定日までの間

参加資格確認基準日の翌日から優先交渉権者決定日までの間、応募者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、組合は当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格要件を欠く事態が生じた場合で、当該応募者が、参加資格要件を欠いた構成企業に代わって、参加資格要件を有する構成企業を補充し、組合が参加資格要件を確認のうえ事業契約締結後の本事業の遂行に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募者の参加資格要件を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格要件を欠いた日とする。

(3) 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結までの間

優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結までの間に、優先交渉権者の代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、組合は優先交渉権者決定を取り消し、次点交渉権者の参加者を優先交渉権者とする（ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格要件を欠き事業に支障をきたす場合は、この限りではない。）。この場合において、組合は、優先交渉権者の決定を取り消した参加者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(4) 提案書類等に虚偽の記載をした者がした応募等

参加資格要件のない者がした応募、参加資格要件を確認するための資料及び提出書類に虚偽の記載をした者がした応募、並びに本プロポーザルに関する条件に違反した応募は、失格とする。

5 特別目的会社の設立に関する要件

- (1) 特別目的会社を設立する場合、企業グループは、特別目的会社に出資する構成企業と特別目的会社に出資しない構成企業で構成されるものとする。なお、特別目的会社に出資する企業のみを構成企業とすることも可能とする。

- (2) 優先交渉権者が特別目的会社を設立する場合、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社として特別目的会社を組合構成市町内に設立すること。
- (3) 特別目的会社への出資はすべて優先交渉権者の構成企業によるものとし、優先交渉権者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、優先交渉権者の構成企業のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとする。
- (4) 優先交渉権者が特別目的会社を設立する場合、すべての出資者は、事業期間終了まで特別目的会社の株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6 構成企業の変更の制限

本事業の優先交渉権者となってから事業期間終了まで、構成企業及びその役割の変更及び追加等は、組合の事前の承諾がある場合を除き認めない。

第5章 事業者選定の手続

1 事業者選定の流れ

公募から事業契約締結に至るまでの流れは、下図のとおりである。なお、民間事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により行う。

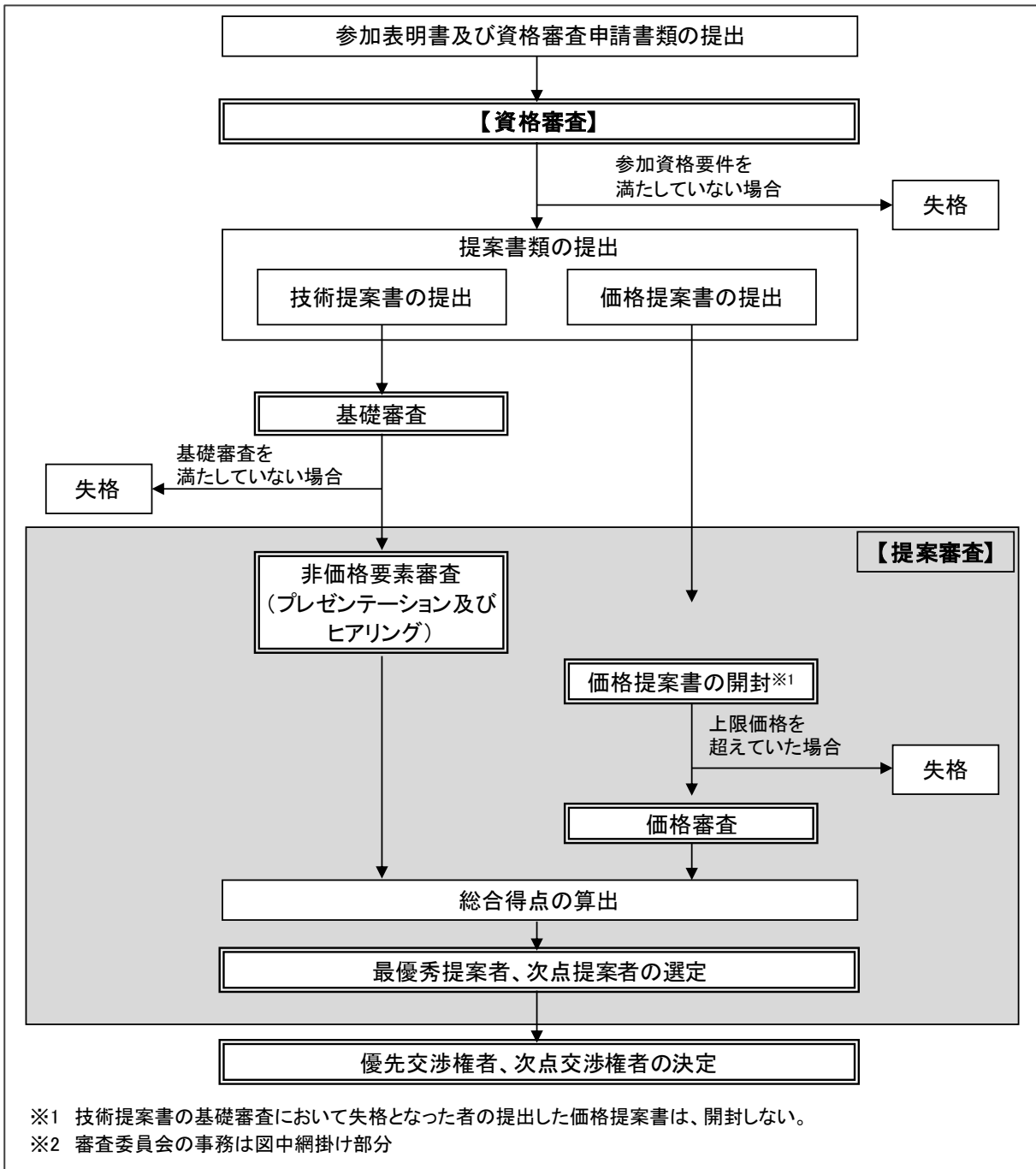


図 事業者選定の流れ

2 事業者選定の手続

(1) 審査委員会の設置

組合は民間事業者の審査・選定を行うため、学識経験者等から構成される「橋本周辺広域ごみ処理場長期包括運営管理委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

(2) 資格審査

組合は、応募者の資格確認申請書類について、応募者の備えるべき参加資格要件の確認を行うため資格審査を実施する。参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみが、参加者として提案審査を受けることができるものとし、参加資格要件を満たさない応募者は失格とする。

(3) 提案審査

審査委員会は、参加者の提案書類について、提案書が技術的観点に照らして組合の要求する水準を満足する内容であること、事業期間にわたって本事業を継続的に履行し得る内容であること等の確認を行うものとする。これらの確認を行った上で、提案書類の審査及び提案金額の得点化を行い、総合評価の方法により最も優れた提案を行った最優秀提案者を選定する。具体的な審査基準については、優先交渉権者選定基準を参照のこと。

(4) ヒアリングの実施

資格審査を通過し、提案内容に不備がない参加者に対して、提案書類に関するヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細については、別途通知する。

(5) 優先交渉権者の決定及び公表

組合は、審査委員会における審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、その結果を速やかに組合ホームページに公表する。

(6) 基本協定の締結

優先交渉権者が、特別目的会社を設立するか否かは、優先交渉権者の提案によるものとするが、特別目的会社を設立する場合、組合は、優先交渉権者決定後速やかに、優先交渉権者を相手方として、基本協定を締結する。優先交渉権者は、基本協定書に定める日までに、本事業を遂行する特別目的会社として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社を組合構成市町内に設立すること。

(7) 事業契約の締結

組合と優先交渉権者は、契約協議を経て双方合意の上、事業契約を締結する。

優先交渉権者が、企業グループである場合には、組合は優先交渉権者グループの構成企業と、あるいは、特別目的会社を設立する場合にあっては特別目的会社と、事業契約を締結する。

3 事業者選定のスケジュール

本事業における公募から事業契約締結までの応募者の募集及び民間事業者の選定スケジュールは、次のとおりとする。

表 事業者選定のスケジュール

年月日（予定）	内 容
令和4年8月10日（水）	募集要項等の公表
令和4年8月10日（水）～ 令和4年8月24日（水）	募集要項等の配布 参考資料の配布及び閲覧
令和4年8月22日（月）～ 令和4年8月23日（火）	現地見学会
令和4年8月10日（水）～ 令和4年8月29日（月）	募集要項等に関する質問の受付
令和4年9月15日（木）	募集要項等に関する質問に対する回答
令和4年9月15日（木） ～令和4年9月21日（水）	資格確認申請書類の受付
令和4年9月28日（水）	資格審査結果の通知
令和4年10月13日（木） ～令和4年10月20日（木）	提案書類の受付
令和4年11月中旬～下旬	参加者ヒアリング、価格提案書の開封 優先交渉権者の決定及び公表
令和4年12月	事業契約締結

第6章 本プロポーザルに関する手続

1 本プロポーザルに関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、募集要項等の記載内容をすべて承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 応募に係る保証金

応募に係る保証金は免除する。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するものとし、組合に帰属しない。ただし、公表、展示、その他組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている運営・維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った参加者が負うこととする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された資格確認申請書類、提案書類及び価格提案書については、引換え、書換え又は撤回をすることができない。また、理由の如何に関わらず、返却しない。

(8) 組合が提示する参考資料の取扱い

組合が提示する参考資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

(9) 応募無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とし、応募者は失格とする。

- ア 文字の解読しがたいもの又はこれを改ざんして押印のないもの
- イ 記名押印のないもの
- ウ 上記のアからイのほか、組合が特に指定した事項に違反したもの

(10) 事業者選定の延期等

組合が必要と認めたときは、事業者選定を延期、中止、又は取り消すことがある。

この場合、組合及び応募者は、各自の費用を自己負担する。応募者は、組合に対して、損害賠償請求をすることはできない。

(11) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、組合は、応募者に通知する。

2 本プロポーザルに関する手続

事業者選定に関する手続は、以下を予定している。

(1) 募集要項等の公表及び配布

募集要項等を組合ホームページ上に公表し、ダウンロードを可能とするとともに、次のとおり配布する。

ア 配布期間

①期間：令和4年8月10日（水）から令和4年8月24日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

②時間：9時から16時まで（ただし、12時から13時までは除く。）

イ 配布場所

〒648-0073 和歌山県橋本市市脇一丁目1番6号
橋本周辺広域市町村圏組合 事務局

(2) 参考資料の配布及び閲覧

応募者は、「様式第1号 守秘義務に関する誓約書」を提出することを前提として、組合が保有する本施設に関する資料のうち、組合が必要と判断する資料の配布を受けること及び閲覧することができる。

ア 参考資料の配布

下記の参考資料の配布を希望するものは、「様式第1号 守秘義務に関する誓約書」のほか、「様式第2号 参考資料の配布申込書」を提出し、配布を受けること。

- ①配置図
- ②フローシート
- ③機器配置図
- ④物質収支

イ 参考資料の閲覧

下記の参考資料の閲覧を希望するものは、「様式第1号 守秘義務に関する誓約書」のほか、「様式第3号 参考資料の閲覧申込書」を提出し、閲覧の許可を受けること。

①実施設計関連図書

- ・設計図書
- ・取扱説明書
- ・確定仕様書
- ・協議記録・承認図書等

②運営・維持管理関連図書

- ・運営管理記録
- ・補修、点検記録
- ・組合保安規程等

ウ 配布及び閲覧期間

①期間：令和4年8月10日（水）から令和4年8月24日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

②時間：9時から16時まで（ただし、12時から13時までは除く。）

エ 配布及び閲覧場所

〒648-0073 和歌山県橋本市市脇一丁目1番6号

橋本周辺広域市町村圏組合 事務局

オ 閲覧に当たっての注意事項

①閲覧は、事前に24頁「3 問い合わせ先」に電話で申し込むものとし、午前又は午後の3時間を1単位とし、1応募者につき1単位を基本とする。ただし、希望する応募者にあっては、合計2単位まで申し込むことができる。申込み状況によっては、組合が閲覧スケジュールの調整を行うことがあるので留意すること。

②閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。

③閲覧に当たっては、原則として、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用を禁止する。

④複数の企業による閲覧を希望する場合は、そのうちの1社が代表して申し込むこと。

⑤参考資料閲覧に参加できる人数は1応募者につき5名までとする。閲覧に当たっては、応募者の所属企業が確認できる身分証明書等を閲覧参加者各自が持参すること。

(3) 現地見学会の開催

現地見学会を次のとおり開催する。

ア 申込期間

①期間：令和4年8月10日（金）から令和4年8月18日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

②時間：9時から16時まで（ただし、12時から13時までは除く。）

イ 申込方法

「様式第4号 現地見学会の参加申込書」に記入の上、Eメールにより参加申込書を提出すること。なお、Eメールによる提出のため、必ず着信を確認すること。

ウ 申込先

担 当：橋本周辺広域市町村圏組合 橋本周辺広域ごみ処理場

E-mail：ecolife-kihoku@major.ocn.ne.jp

エ 開催日時

現地見学会の開催日時は、令和4年8月22日(月)又は令和4年8月23日(火)とし、参加申込書の提出のあった各社へ個別に連絡する。

オ 開催場所

〒649-7207 和歌山県橋本市高野口町大野 1827 番地の 28

橋本周辺広域市町村圏組合 橋本周辺広域ごみ処理場 会議室

カ 参加者数等

現地見学会参加者数は、1社につき2名までとする。

(4) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

① 期間：令和4年8月10日(水)～令和4年8月29日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

② 時間：9時から16時まで(ただし、12時から13時までは除く。)

イ 質問の方法

「様式第5号 募集要項等に関する質問書」に質問内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。これ以外(電話、口頭等)による質問は受け付けない。なお、Eメールによる提出のため、必ず着信を確認すること。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Excel」(Windows版)とする。

ウ 提出先

担 当：橋本周辺広域市町村圏組合 橋本周辺広域ごみ処理場

E-mail：ecolife-kihoku@major.ocn.ne.jp

エ 募集要項等に関する質問に対する回答

提出された募集要項等に関する質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものと組合が認めたものを除き、令和4年9月15日(木)までに組合ホームページ上において公表する。

(5) 資格確認申請書類の提出

応募者は、次に従って資格確認申請書類を提出し、審査を受けるものとする。参加資格要件を満たすことが確認された参加者のみ、次段階の提案審査を受けることができるものとする。

ア 資格確認申請書類

応募者は、以下に掲げる資格確認申請書類を提出し、資格審査を受けるものとする。

- ①様式第 6 号 参加表明書
- ②様式第 7 号 実施体制表
- ③様式第 8 号 資格確認申請書
- ④様式第 9 号 参加資格要件を満たすことを証明する書類
- ⑤様式第 10 号 委任状（代表企業）

イ 資格確認申請書類の提出方法

①提出期間

令和 4 年 9 月 15 日（木）から令和 4 年 9 月 21 日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

②提出時間

9 時から 16 時まで（ただし、12 時から 13 時までは除く。）

③提出場所

〒648-0073 和歌山県橋本市市脇一丁目 1 番 6 号
橋本周辺広域市町村圏組合 事務局

④提出方法

提出は持参又は一般書留又は簡易書留によるものとし、令和 4 年 9 月 21 日（水）までに必着とすること。

⑤提出部数

正 1 部、副 1 部、CD-R 1 部を提出すること。

(6) 資格審査結果の通知

組合は、応募者から提出された資格確認申請書類が「第 4 章 応募者の備えるべき参加資格要件」に示した要件を満たしていることの確認を行う。資格審査結果は、令和 4 年 9 月 28 日（水）までに資格確認申請書類の表紙に記載する担当者あてに通知する。なお、資格審査結果通知書は令和 4 年 9 月 29 日（木）までに発送する。

(7) 資格審査結果で失格となった場合の理由説明

資格審査の結果、失格となった者は、提案審査手続に参加することはできない。なお、失格となった理由については、書面により次のとおり理由の説明を求めることができる。

ア 請求期間

資格審査の結果、失格となった理由の説明を請求する場合には、郵送により、令和 4 年 10 月 5 日（水）16 時必着にて書面（様式自由）により提出すること。

イ 提出場所

〒648-0073 和歌山県橋本市市脇一丁目 1 番 6 号
橋本周辺広域市町村圏組合 事務局

ウ 説明請求に対する回答

原則として、失格となった理由の説明を請求した者に対する回答は、令和 4 年 10 月 12 日（水）までに郵送により行う予定である。

(8) 提案書類の無効と辞退

ア 提案書類の無効

以下のいずれかに該当する場合、提案書類は無効とし、参加者は失格とする。

- ①参加資格のない者が提案書類の提出を行った場合
- ②資格確認申請書類に記載された代表企業以外の者が提案書類の提出を行った場合
- ③提案書類等その他一切の書類に虚偽の記載をした場合
- ④記載事項が不明なもの又は提案書類に記名押印のない場合
- ⑤提案書類が不足している場合
- ⑥その他募集要項等において示した応募に関する条件に違反した場合
- ⑦提案書類受付締切日までに提案されない又は到着しない場合

イ 辞退

参加者は、提案書類提出前であれば、提案審査を辞退することができる。辞退する場合は、できるだけ早い段階で「様式第 11 号 辞退届」を組合事務局へ持参すること。

(9) 提案書類の提出

参加者は、次により提案書類を提出すること。

ア 提出期間

令和 4 年 10 月 13 日（木）から令和 4 年 10 月 20 日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

イ 提出時間

9 時から 16 時まで（ただし、12 時から 13 時までは除く。）

ウ 提出場所

〒648-0073 和歌山県橋本市市脇一丁目 1 番 6 号
橋本周辺広域市町村圏組合 事務局

エ 提出方法

提出は持参又は郵送（セキュリティサービスを付与したゆうパックに限る。）によるものとし、令和 4 年 10 月 20 日（木）16 時までに必着とすること。

オ 提案書類提出書

「様式第 12 号 提案書類提出書」及び「様式第 12 号（別紙） 要求水準の誓約書」については、参加者の代表企業の代表者及び所在地を記入の上、1 部を提出すること。なお、「様式第 12 号（別紙） 要求水準の誓約書」については、提案書類の電子データと合わせて電子データを提出すること。

カ 提案書類

提案書類については、次のとおりとし、正本 1 部、副本 20 部及び提出書類を電子データとして収録した CD-R 1 部を提出すること。

- ①様式第 14 号 技術提案書
- ②様式第 15 号－1～3 運営・維持管理体制及びセルフモニタリング
- ③様式第 16 号－1～5 運営管理業務
- ④様式第 17 号－1～4 維持管理業務

- ⑤様式第 18 号－1～2 環境管理業務
- ⑥様式第 19 号 防災管理業務
- ⑦様式第 20 号 その他業務
- ⑧様式第 21 号－1～6 経営計画・事業収支計画及びリスク管理計画
- ⑨様式第 22 号 地域振興・地域貢献
- ⑩様式第 23 号 提案書参考資料
- ⑪様式第 24 号 提案書概要

(10) 価格提案書の提出

参加者は、提案書類とは別に、次により「様式第 13 号 価格提案書」を提出すること。

ア 提出期間

令和 4 年 10 月 13 日（木）から令和 4 年 10 月 20 日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日は除く。）

イ 提出時間

9 時から 16 時まで（ただし、12 時から 13 時までは除く。）

ウ 提出場所

〒648-0073 和歌山県橋本市市脇一丁目 1 番 6 号
橋本周辺広域市町村圏組合 事務局

エ 提出方法

- ①提出は持参又は一般書留又は簡易書留によるものとし、令和 4 年 10 月 20 日（木）16 時までに必着とすること。
- ②「様式第 13 号 価格提案書」は、二重封筒に入れ密封（内外とも封印）し、提出すること。外封筒は長形 3 号（120×235 mm）又は角形 2 号（240×332 mm）とし、封筒の表面には、宛先に加え、「橋本周辺広域ごみ処理場第 3 期長期包括運営管理業務委託事業 価格提案書在中」と明記し、裏面には参加者の代表企業の所在地、商号又は名称を記載すること。また、内封筒は長形 40 号（90×225 mm）又は長形 3 号（120×235 mm）とし、封筒の表面には、宛先及び公告番号に加え、「橋本周辺ごみ処理場第 3 期長期包括運営管理業務委託事業 価格提案書在中」と明記するとともに、参加者の代表企業の所在地、商号又は名称、代表者を記載すること。詳細は「別紙 2 封筒等の記載例」を参照のこと。
- ③価格提案書については、1 部を提出すること。詳細は「別紙 2 封筒等の記載例」を参照のこと。
- ④参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

(11) 提案書類作成要領

提案書類は、様式集を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A 4 版」縦置き横書き左綴じの紙ファイル製本とし、「A 3 版」横置きの提案書については、A 4 版サイズに三つ折にして、製本すること。

また、提案書類の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

(12) 価格提案書の開封

提出された価格提案書は、後日、別途指定する日時に開封する。

(13) その他

組合が提示する資料及び質問回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

3 問い合わせ先

募集要項等に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

所在地：〒649-7207 和歌山県橋本市高野口町大野 1827 番地の 28

担当：橋本周辺広域市町村圏組合 橋本周辺広域ごみ処理場

T E L：0736-42-5300

F A X：0736-44-1053

E-mail：ecolife-kihoku@major.ocn.ne.jp

業務時間：9時から16時

(ただし12時から13時まで、並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

本事業に関する情報提供は、組合ホームページを通じて適宜行う。

組合ホームページ：<http://www.hashimoto-kouiki.jp/>

(別紙1)

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	組合	民間事業者
共通	制度・法令変更	制度・法令の新設、変更により事業の実施が変更又は不可能となる場合	○	
	税制	税制度の変更等により民間事業者における税負担が増加する場合	○	
		民間事業者の利益に課される税(法人税等)の負担が増加する場合		○
	政治	組合の政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行により事業の実施が変更又は不可能となる場合	○	
	住民合意	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	○	
		民間事業者の不備等により住民よりクレームがあった場合		○
	不可抗力	風水害・地震等の大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	○	
		風水害・地震等の大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合 ^{注1}	○	△
	債務不履行	民間事業者の要求水準未達成の場合		○
		民間事業者の責によらない事業破綻、契約破棄、契約不履行の場合	○	
	資金調達	民間事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	物価変動	物価変動により、運営費が変動する場合 ^{注2}	○	△
金利変動	金利変動		○	
事業契約	組合の事由により、民間事業者と契約が結べない、又は契約手続に時間を要する場合	○		
	民間事業者の事由により、組合と契約が結べない、又は契約手続に時間を要する場合		○	
運営維持管理段階	ごみ量、ごみ質変動	搬入する一般廃棄物等のごみ量、ごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合		○
		搬入する一般廃棄物等のごみ量、ごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合(民間事業者に発生した一定以上の増加費用を負担)	○	
		収集形態の変更等により、ごみ量、ごみ質の変動が生じ、そのため当初の規定との乖離が生じ、当初規定のごみ量、ごみ質に戻ることが想定されない場合	○	
	性能未達	契約に規定する使用及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合		○
		組合の事由により、契約に規定する以上の性能を満足するために改修が必要となった場合	○	
	維持管理運営コスト増大・運営停止によるごみ処理量未達	設備機器等の維持管理運営の要求水準未達によるコスト増大リスク		○
		搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合(民間事業者の注意義務違反の場合)のコスト増大リスク		○
		搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合(民間事業者の注意義務違反の場合を除く)のコスト増大	○	
その他維持管理運営不備によるコスト増大リスク			○	
施設損傷	事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク		○	
	第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク	○		

※○：主分担 △：従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	組合	民間事業者
運営維持管理段階	施設かし	施設かしに係るリスク(民間事業者が施工企業以外の場合)	○	
		施設かしに係るリスク(民間事業者が施工企業の場合)		○
	第三者賠償	施設の運営に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償		○
		民間事業者が実施する業務に起因しないで発生する事故等に対する賠償	○	
	環境保全	施設の運営に伴って発生した有害物質の排出や、周辺環境の悪化及び規制基準の不適合等による改修や賠償		○
技術革新	技術の陳腐化による施設・設備等の更新コスト、新技術採用のためのコスト増大		○	
終了時	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続	終了手続に伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続に伴う評価損益等		○
		事業終了時の諸手続に係る組合の事由によるコスト増大リスク	○	

※○：主分担 △：従分担

注1) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度(当該年度における運営業務委託料の1/100を想定)までは事業者が負担し、それ以上は本組合が負担する。

注2) 物価変動については、一定程度(運営業務に関しては±1.5%を想定。)までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本組合が負担する。

※ 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、募集要項等の公表時に各契約書(案)等において示す。

(別紙2)

郵便封筒等の記載例

◎外封筒（内封筒を入れる封筒）

表面

〒648-0073
和歌山県橋本市市脇一丁目1番6号
橋本周辺広域市町村圏組合 様

切手

橋本周辺広域ごみ処理場第3期長期包括
運営管理業務委託事業 価格提案書在中

簡易書留

一般書留
又は簡易書留

The diagram shows the front of a yellow envelope. On the left, the recipient's address is written in black text. In the top right corner, there is a blue box labeled '切手' (Postage). In the bottom right corner, there is a red box labeled '簡易書留' (Simplified Registered Mail). To the right of the envelope, there is a vertical stack of four orange boxes representing postage stamps. A callout box with a pointer indicates that the envelope is either '一般書留' (Registered Mail) or '簡易書留' (Simplified Registered Mail).

裏面

(代表企業の)
所在地
商称号又は名称

The diagram shows the back of a yellow envelope. It features two red circular seals (postmarks) on the left and right sides. In the center, the return address is written in black text: '(代表企業の) 所在地 商称号又は名称'.

※外封筒の規格は、長形3号（120×235 mm）又は角形2号（240×332 mm）を使用すること。（内封筒より大きなサイズの封筒に入れること。）

※封かんはしっかり糊付けすること。（印鑑は価格提案書に使用した印鑑を使用）

※価格提案書を入れた内封筒を入れること。

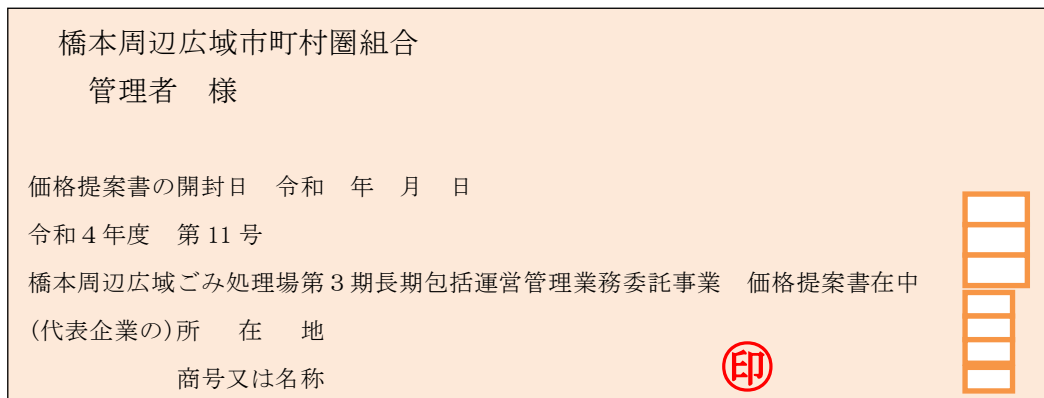
※連絡担当者の名刺を入れること。

※郵便方法は、提出期限までに一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送すること。

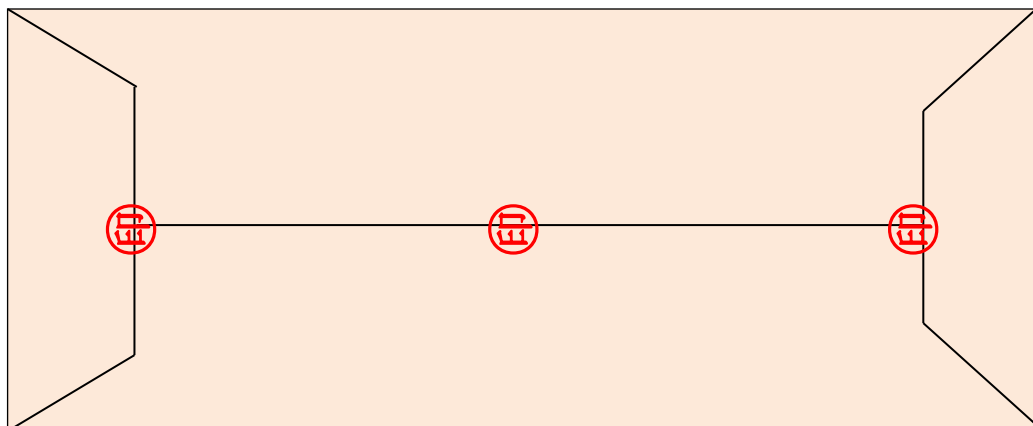
◎内封筒（価格提案書を入れる封筒）

表面

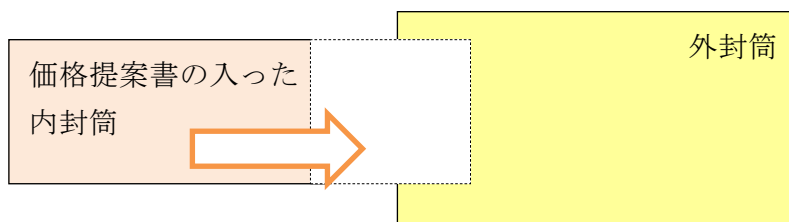
橋本周辺広域市町村圏組合 管理者 様	
価格提案書の開封日 令和 年 月 日	
令和4年度 第11号	
橋本周辺広域ごみ処理場第3期長期包括運営管理業務委託事業 価格提案書在中	
(代表企業の)所在地	
商号又は名称	印



裏面



- ※価格提案書を入れる内封筒の規格は、長形40号（90×225 mm）又は長形3号（120×235 mm）を使用すること
- ※封かんはしっかり糊付けし、封印すること。
- ※封印は3箇所（糊付けがサイドの場合は2箇所）（印鑑は価格提案書に使用した印鑑を使用）
- ※内封筒の中に「様式第13号 価格提案書」を入れること。
- ※価格提案書の日付は価格提案書の開封日を記入すること。（郵送する日ではない。）
- ※この内封筒を外封筒に入れること。





価格提案書

件名：令和4年度 第11号

橋本周辺広域ごみ処理場第3期長期包括運営管理業務委託事業

標記委託事業について、「募集要項」、「要求水準書」、「優先交渉権者選定基準」、「様式集」、「基本協定書(案)」及び「事業契約書(案)」を承諾し、橋本周辺広域市町村圏組合の契約に関する諸規定を遵守し、下記金額をもって提案します。

提案金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

頭書に¥の記号を付記すること。

価格提案書の開封日を記入すること。

令和 年 月 日

消費税及び地方消費税を含まない積算総額を記入すること。
様式第21号-5の合計と一致するか確認すること。

橋本周辺広域市町村圏組合 管理者 様

資格確認申請書類で応募手続等に使用することを届出した印鑑を捺印すること。

代表企業 所在地
商号又は名称
代表者



(注意事項)

- ※1 提案金額は、課税事業者、免税事業者を問わず消費税及び地方消費税を含まない積算総額を記入すること。積算総額とは、「様式第21号-5 事業計画書」の※の欄に記した額である。
- ※2 金額は、アラビア数字で表示し、頭書に¥の記号を付記すること。